

岩手県告示第566号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年9月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 処分をした年月日 平成23年8月25日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社伊藤組
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区伊手字久保42番地
 - ウ 代表者の氏名 佐藤保春
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第3475号
 - （3） 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 平成23年8月22日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2（1） 処分をした年月日 平成23年8月30日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 リアス興業
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市大堤南三丁目9番7号
 - ウ 代表者の氏名 熊谷喜照
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第50235号
 - （3） 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 平成23年8月4日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。